３　［略］

（第四号厚生年金被保険者である加入者の標準報酬月額の決定等）

第三条の八　［略］

２　厚生年金保険法第二十一条から第二十三条の三までの規定による厚生年金保険の標準報酬月額を決定し又は改定する場合においては、第一条の二の六の規定による届出を厚生年金保険の標準報酬月額の決定又は改定に係る届出とみなす。

第一節　短期給付

（療養の給付等）

第四条の二　法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項及び第五十六条の二第一項に規定する文部科学省令で定める方法は、加入者証を、同法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関若しくは薬局又は指定訪問看護事業者（法第二十五条において準用する組合法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）に提出する方法とする。ただし、当該薬局において、処方箋の提出により加入者であることの確認を行う場合には、当該薬局に処方箋を提出する方法とする。

２　法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける加入者が、同条第一項各号に掲げる医療機関若しくは薬局（以下「保険医療機関等」という。）又は指定訪問看護事業者に加入者証又は処方箋を提出する方法により加入者であることの確認を受けるときは、加入者証又は処方箋に高齢受給者証を添えて提出するものとする。ただし、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、当該加入者が法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。

３　前二項の規定は、法第二十五条において準用する組合法第五十五条の三第一項、第五十五条の四第一項及び第五十五条の五第一項の規定の適用を受ける加入者について準用する。

（一部負担金の割合が百分の二十となる文部科学省令で定めるところにより算定した収入の額等）

第四条の三　［略］

２　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の二第二項の規定の適用を受けようとする加入者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一　［略］

二　加入者等記号・番号

三～五　［略］

３・４　［略］

３　［同上］

（第四号厚生年金被保険者である加入者の標準報酬月額の決定等）

第三条の八　［同上］

２　厚生年金保険法第二十一条から第二十三条の三までの規定による厚生年金保険の標準報酬月額を決定し又は改定する場合においては、第一条の二の八の規定による届出を厚生年金保険の標準報酬月額の決定又は改定に係る届出とみなす。

［同上］

（療養の給付等）

第四条の二　法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関又は指定訪問看護事業者（法第二十五条において準用する組合法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）から療養の給付若しくは入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養若しくは保険外併用療養費に係る療養又は指定訪問看護（同項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を受けようとする者は、加入者証又は第七条第三項の規定により交付を受けた資格喪失後継続給付証明書を（その者が法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける場合には高齢受給者証を添えて）当該医療機関又は当該指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。

２　前項ただし書の場合においては、その事情がなくなつた後、直ちに、加入者証、資格喪失後継続給付証明書又は高齢受給者証を当該医療機関又は当該指定訪問看護事業者に提出しなければならない。

［項を加える。］

（一部負担金の割合が百分の二十となる文部科学省令で定めるところにより算定した収入の額等）

第四条の三　［同上］

２　［同上］

一　［同上］

二　加入者番号

三～五　［同上］

３・４　［同上］